

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧			新		
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 IP通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用（略） 2 料金額 2-1 ～（略） 2-5 2-6 メニュー6に関する利用料金 (1) ～（略） (6) (7) メニュー6-7に係る利用料 ア メニュー6-7-1に係るもの			第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 IP通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用（略） 2 料金額 2-1 ～（略） 2-5 2-6 メニュー6に関する利用料金 (1) ～（略） (6) (7) メニュー6-7に係る利用料 ア メニュー6-7-1に係るもの		
月額			月額		
料 金 種 別	単 位	料 金 額	料 金 種 別	単 位	料 金 額
利用料	1 閉域グループ内回線ごとに	7,000円 (税込価格 7,700円)	利用料	1 閉域グループ内回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,900円)
イ メニュー6-7-2に係るもの（略）			イ メニュー6-7-2に係るもの（略）		
			附 則（令和7年3月28日東経営第000200000540号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は契約の申込者から申込みがあったメニュー6-7-1に係るIP通信網契約の利用料については、料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-6(7)アの規定にかかわらず、次表に定める額を適用します。		
			月額		
料 金 種 別	単 位	料 金 額	料 金 種 別	単 位	料 金 額
利用料	1 閉域グループ内回線ごとに	7,000円 (税込価格 7,700円)	利用料	1 閉域グループ内回線ごとに	7,000円 (税込価格 7,700円)
			3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。		